

一般社団法人あんしん地域見守りネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人あんしん地域見守りネットと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県松戸市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会における高齢者等の孤立した状況を緩和し、互いに見守りあっていく関係づくりを進め、自動応答電話（通称「あんしん電話」）の導入をきっかけに、ネットワークの構築とコミュニティづくりを推進し、地域社会の福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 一 自動応答電話（通称「あんしん電話」）の導入推進事業
- 二 地域見守り活動の普及啓発並びに推進事業
- 三 ネットワークの構築とコミュニティづくり推進支援事業
- 四 前各号に付帯または関連する事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事の承認を受けなければならない。

(社員資格の喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することが

できる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

第4章 役員

(役員を設置)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうちには、理事のいずれか1名及び親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 3 理事のうち1名を代表理事とする。
- 4 理事は社員総会の決議により選任する。
- 5 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第20条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第21条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第23条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。

(残余財産の帰属)

第27条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第28条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第7章 事務局

(設置等)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第30条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 千葉県松戸市

齋藤 正史

住所 千葉県松戸市

小山 淳子

住所 千葉県松戸市

倉田 久

住所 千葉県松戸市

石川 静枝

住所 千葉県松戸市

谷口 起代

(設立時理事、代表理事及び監事)

第32条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 齋藤 正史

大竹 久之

白石 彌登美

佐藤 孝男

柳澤 安信

川瀬 裕思

小山 淳子

設立時代表理事 住所 千葉県松戸市

齋藤 正史

設立時監事 住所 千葉県松戸市

飯生 晴美

住所 千葉県船橋市

麻生 直人

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人あんしん地域見守りネット設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年12月 12日

設立時社員 齋藤 正史 印

設立時社員 小山 淳子 印

設立時社員 倉田 久 印

設立時社員 石川 静枝 印

設立時社員 谷口 起代 印